

第14号議案

蒲郡市民会館条例の一部改正について

蒲郡市民会館条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市民会館条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

音楽室の新設及び浴室の廃止に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市民会館条例の一部を改正する条例

蒲郡市民会館条例（昭和48年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 楽屋等の項中「リハーサル室2 浴室1 浴室2 大ホール主催者控室」を「リハーサル室2 大ホール主催者控室」に改め、同表会議室の項を次のように改める。

会議室等	東ホール 大会議室 中会議室 東会議室 談話室 会議室1 会議室2 会議室3 音楽室
------	---

別表第2の第1の1の表楽屋等の部浴室1の項及び浴室2の項を削る。

別表第2の第1の2の表会議室の部中「会議室」を「会議室等」に改め、同部に次のように加える。

音楽室	700	900	1,200	2,500
-----	-----	-----	-------	-------

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。